

第3回
丸亀市自治基本条例の見直しに関する
検討結果報告書
(案)

令和3年 月

丸亀市自治推進委員会

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	検証結果と提言	3
1.	条文の改正に関する検証結果	4
2.	基本条例の認知度	4
3.	コミュニティ活動と市民公益活動、協働	6
4.	情報の公開及び共有	9
5.	市民参画	11
第3章	第3回検証の活動等	14
資料編		
資料1	丸亀市自治基本条例	1
資料2	自治基本条例に関するアンケート【調査結果】	8
資料3	自治基本条例に関するアンケート【調査用紙】	37
資料4	アンケート結果による検証ワークシート	43
資料5	条文・運用検証のワークシート	53

第1章 はじめに

丸亀市では、地方分権時代における多様で個性豊かなまちづくりを進めていくため、平成18年3月に「丸亀市自治基本条例」（以下、「基本条例」という。）を制定し、同年10月に施行した。

基本条例は、まちづくりの基本的なルールを定めた「市の憲法」ともいえる条例で、自立した地域社会の実現と市民福祉の向上を目的としている。そして、市民一人ひとりがお互いに個人として尊重され、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動することを基本理念に掲げ、①人権の尊重、②情報の共有、③市政に参画する機会の保障、④協働のまちづくり、⑤自主的な自治活動の尊重が基本原則として定められている。

基本条例第33条では、時代の変化や社会情勢によって、各条項が形骸化することなどを防ぐため、施行から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念に適合したものであるかどうかを検討することとされていることから、これまで、平成23年及び平成28年に、丸亀市自治推進委員会（以下、「推進委員会」という。）において検討が行われた。いずれの検討においても、条例の見直しについては必要ないとの結論となり、運用改善の必要性を指摘したところである。

近年、全国の自治体を取り巻く社会環境は大きく変化しており、それは丸亀市も同様である。

人口減少・少子高齢化が本格化し、まちづくりの担い手の高齢化に加え、新たな担い手を増やすことが困難になる一方で、自然災害が頻発する中、災害発生時における被災地の復旧・復興には、行政やボランティア、NPO法人などの多様な主体による支援が必要となっている。

また、令和元年12月から世界的に急拡大した新型コロナウイルス感染症により、これまでの“当たり前”が“当たり前”でなくなり、わたしたちは、考え方や方法を見直さざるを得ない状況に置かれている。そして、その方法の一つとして、行政のデジタル化が急速に進められているところである。

さらに世界に目を向けると、2030年までに達成すべき「持続可能な開発目標」であるSDGs（※）が2015年9月の国連サミットで採択されており、SDGs達成への貢献が、今、わたしたち一人ひとりの行動として求められている。SDGsには、「住み続けられるまちづくり」や、「パートナーシップで目標を達成しよう」などの目標が掲げられており、基本条例の推進が、これらの目標の達成に貢献するものである。

そうした中、丸亀市においても、令和3年3月に、市民交流活動センター（愛称：マルタス。以下「マルタス」という。）が「協働のまちづくりの拠点施設」の一つとして

開館し、市民のみなさんから、今後の運営や発展に期待が寄せられているところである。

基本条例の施行から15年目を迎える令和3年の今回の検証では、14人の委員で構成するわたしたち推進委員会が中心となって、条文や運用状況などの検討を行った。検討に当たっては、市民アンケートや市民活動団体等との意見交換会、丸亀未来ミーティングで寄せられたご意見も参考とさせていただいている。

今回の推進委員会における協議では、条文の改正が必要との結論には至らなかったものの、運用に関して、今の時代に合った改善の必要性が様々な観点から指摘された。

ここに、推進委員会からの意見をまとめた報告書を記しておく。本報告書が、丸亀市における住民自治の推進に役立てられることを心から期待している。

令和3年11月 日

丸亀市自治推進委員会

(※) SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略で、2015年9月の国連サミットにおいて採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会共通の目標です。

SDGs は、発展途上国だけでなく、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

第2章 検証結果と提言

第3回目となる基本条例の検証についてもこれまでと同様に、二つの作業を通じて行った。

一つは「市民アンケートによる検証」である。今年度は、丸亀市において、基本条例の検証のほか、第二次丸亀市総合計画後期基本計画への改定や、第五次丸亀市行政改革プラン策定の年であることから、「丸亀市総合計画・行政改革プラン・自治基本条例に関するアンケート」という形で市民アンケートが行われた。令和3年5月に市から、16歳以上の市民3,000人を対象にアンケート用紙を郵送し、1,377人から回答を得た。(回収率は45.9%)

基本条例に関する主な質問内容は、「基本条例の認知度」をはじめ、本条例の基本原則のうちの「情報の共有」、「市政に参画する機会の保障」、「協働のまちづくり」に関するものである。

検証のもう一つの作業は、「推進委員会による逐条検証」である。逐条検証では、市民アンケートの結果も踏まえながら、条文について次の視点により検証した。

- ① 各条項が時代の変化や社会情勢に適合しているか。
- ② 各条項の趣旨にのっとった制度や仕組みが整備されているか。
- ③ 理念や基本原則と、制度や仕組みの実際の運用に大きなずれが生じていないか。
- ④ 上記の①～③を踏まえて、条文の改正が必要かどうか。

本報告書では、最初に、条文の改正に関する検証結果について報告する。

そして次に、「基本条例の認知度」のほか、推進委員会において重点的に協議を行った、上記3つの基本原則（「情報の共有」、「市政に参画する機会の保障」、「協働のまちづくり」）に関する条文を中心に、市民アンケートの結果とともに検証結果の報告と提言を行うこととする。

なお、市民アンケートの詳細な結果、逐条検証などの詳しい内容については、別冊の「資料編」を参照していただきたい。

1. 条文の改正に関する検証結果

(推進委員会による逐条検証)

推進委員会において逐条検証を進める中で、条文の改正について次のような意見が出された。

○前文に、「私たち丸亀市民は、ふるさとに深い愛着を抱いており、先人たちが守り続けてきた、豊かな自然や育まれた産業、培われてきた歴史や伝統、文化を受け継ぎ、次世代に引き継いでいかなければなりません。」と規定されているが、伝承と変革の双方に対応する旨を組み込んだ表現に変更した方がいいのではないか。

○第 12 条第 1 項に「市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、(略)」と規定されているが、「安心」のほかに「安全」「安定」の文言を追加してはどうか。

○第 14 条第 1 項に「(略) 市が保有する情報を積極的に公開するとともに、(略)」と規定されているが、「積極的」のほかに「迅速に」の文言を追加してはどうか。

推進委員会では、条文を改正する必要がある場合として、「地方自治法等が改正されて、基本条例の内容と法律とが不整合になった場合」、あるいは「現在の基本条例に規定があることにより、あるいはないことにより、丸亀市において具体的な支障が出ている場合」の二つの場合と考えた。

そのうえで、上記の意見について検討した結果、現在のところ、条文の改正までは必要ないとの結論に至ったことを報告する。

2. 基本条例の認知度

(市民アンケートによる検証)

市民アンケートにおいて、基本条例について、「内容をよく知っている」、「読んだことがある」、「読んだことはないが、名前を聞いたり、見たりしたことはある」、「まったく聞いたことがない」から選択していただいたところ、名前だけを含めて認知している人の割合が 31.3%と、前回調査 (36.7%) と比べて 5.4 ポイント減少している。

一方で、「まったく聞いたことがない」と回答した人の割合は 66.8%と、前回調査 (61.0%) と比べて 5.8 ポイント増加しており、依然として認知度が低い結果となっている。

また、「自治基本条例を何で知ったか」という質問に対しては、「広報まるがめ」と回答した人の割合が80.2%と最も高く、次いで「丸亀市のホームページ」(16.0%)、「丸亀市のチラシなど」(8.8%)と続く。広報媒体として「広報まるがめ」の有効性を再確認する結果となった。

(推進委員会による逐条検証)

基本条例は理念条例であるため、委員からは、「市民のみなさんの認知度が低いのもやむを得ないのではないか」、「基本条例の認知度を上げることに力を入れるより、条例に基づく取組(参画や協働など)を推進することの方が大事ではないか」などという意見が出された。

しかしその一方で、基本条例が「市の憲法」のような存在であることを考えると、基本条例について「まったく聞いたことがない」と回答した人の割合が66.8%という、認知度の低い状況を改善することが必要であり、委員からは、SNSなども活用しながら、創意工夫による取組を継続的に実施することの必要性が指摘された。

協議の結果、本委員会としても、基本条例の認知度向上に向けた取組は必要と考えることから、丸亀市における基本条例の存在と、存在することによるメリットなどを継続的に伝える努力をしていただきたい。

なお、検証する中で委員から具体的に示された取組も含めて次のとおり提言を行う。

【提言】

○次のような方法を用いながら、継続的に基本条例の周知を行うこと。

- ・市民アンケートで有効性が再確認された「広報まるがめ」への掲載
- ・学校での子どもたちへの啓発
- ・コミュニティ、自治会長会での啓発
- ・SNSを使った発信
- ・イラストを使用し、表現を柔らかくした周知
- ・専門用語を解説するなど、分かりやすく伝える広報

○基本条例が身近な生活のどこに関連するか具体的に示しながら、周知を行うこと。

3. コミュニティ活動と市民公益活動、協働

(コミュニティ活動)

第 12 条第 1 項

市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。

第 12 条第 2 項

市長等は、前項に規定する市民の自主的な地区におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。

(市民公益活動)

第 13 条

市長等は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、様々な分野で社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

(協働)

第 20 条第 1 項

市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。

第 20 条第 2 項

市長等は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。

第 12 条は、安心して暮らすこと（安全に暮らすことも含む）のできる地域社会を実現するため、市民が自分の意思でまちづくりに取り組み、地域の住民同士が助け合いながら、地域の課題解決に向けて自ら行動していくよう努めることを規定した条文である。そして、市長等は、必要性に応じてそれらの活動に対する支援策を講じること、また、第 13 条においては、社会的な課題を解決し、よりよい社会をつくるための、市民の自発的・主体的な活動を支援する策を講じることについて規定している。

第 20 条は、市民と市が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、情報や資源を共有し、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力し合うよう努めることを規定した条文であり、市長等が、市民の自発的な活動を支援するよう努めるという役割についても規定している。

（市民アンケートによる検証）

「コミュニティ活動や市民活動団体、ボランティアなどで、まちづくり活動に参加したことがあるか」質問したところ、「過去に参加したことがある」が26.0%、「現在もときどき参加している」が11.2%となっている中で、「参加したいと思わない」と回答した人の割合が29.2%である。

一方、「参加したことはないが、今後参加してみたい」が25.9%となっており、さらに、「まちづくり活動に参加するにあたって必要なこと」をたずねると、「時間」と回答した人の割合が49.1%と最も高く、次いで「参加するきっかけ」（44.9%）、「健康や体力」（39.7%）、「活動団体や活動内容に関する情報」（32.0%）と続いている。

まちづくり活動に参加するために必要なこととして、「時間」や「体力」といった個人的な課題に関する意見が多くなっているが、「参加するきっかけ」や「活動に関する情報」と回答した方も一定数存在しており、手法やきっかけによっては、まちづくり活動への参加につながっていく可能性があると考えられる。

基本条例第20条に関連する質問として、「丸亀市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思うか」たずねたところ、「分からない」という回答が50.3%と最も高くなっている。5割を超える人が「分からない」と回答している状況から、「協働」とはそもそも何を指すのか、その点について理解が進んでいない状況が推測される。日常生活においてどのような活動が「協働」に当たるのか、具体的な例を示しながら広報することが必要である。

また、これからの協働のまちづくりの拠点施設として令和3年3月にオープンしたマルタスに期待することをたずねたところ、「まちの情報（観光やイベント）の提供」が49.2%と最も高くなっており、次いで「様々なワークショップなどの開催」（39.7%）、「市民活動に関する相談窓口の存在」（26.5%）、「新しい人との出合いやつながり」（23.7%）の順になっている。

（推進委員会による逐条検証）

丸亀市には、17の地区コミュニティがあり、地域住民の自主的な参加のもと、各コミュニティが地域の特性を生かしながら、安心・安全に住み続けられる地域づくりを行っている。

しかし、アンケート結果に書かれた自由意見からは、コミュニティ活動について十分理解されていない状況が見受けられた。特に、市外からの転入者にその傾向が強いことから、全世帯に配布される「広報まるがめ」の活用を中心とした、コミュニティ活動に

関する継続的な広報が必要と考える。

協働については、その用語について基本条例の中で定義づけがされているものの、実際にはどのような活動が「協働」に当たるのか理解が進みにくい。そこで、日ごろの活動と関連づけられるよう、協働による具体的な活動の例について、基本条例の「逐条解説」などに記載することも検討されたい。

今年3月に開館したマルタスは、連日大勢の人が訪れにぎわっている。まずは、マルタスを訪れ、利用していただくことが必要であることから、その点では順調な滑り出しといえる。今後は、にぎわいの創出とともに、交流や市民活動を支援し、その活動を広げていくという機能も発揮していただきたい。そして継続的に、両方の観点からの検証を行い、運用改善につなげていくことが必要である。マルタスが「協働のまちづくりの拠点施設」としての機能を十分に発揮し、丸亀市において協働を担う“人づくり”にながっていくことを大いに期待している。

なお、推進委員会では自治会に関する意見も出された。自治会は、住民がつくる任意の組織ではあるが、コミュニティの中心的役割を果たしていることから、引き続き、自治会に加入することのメリットなども示しながら、加入率向上に向けた取組を行っていただきたい。ただ、自治会のあり方については、若い人たちが加入しやすいように見直していくことも必要である。

《提言》

- まちづくり活動への参加を促すため、きっかけづくりや参加手法のさらなる工夫を行うこと。
- コミュニティ活動について継続的に広報を行うこと。
- 「協働」とはどのような活動を指すのか、日常生活とあわせて考えられるような具体例を示しながらの広報や、具体例の「逐条解説」などへの記載を検討すること。
- マルタスの運営に当たっては、にぎわいづくりの観点に加え、交流促進や市民活動促進の観点からも検証を行うこと。

4. 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

第 14 条第 1 項

市は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた市政を実現するため、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民との情報の共有に努めなければならない。

第 14 条第 2 項

前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第 14 条は、公正で透明性の高い開かれた市政運営に努めるため、市政に関する情報については、積極的に市民に提供するとともに、公開しなければならないとし、情報の共有に努めることを規定した条文である。

(市民アンケートによる検証)

「日ごろ、どのような方法で市政に関する情報を得ているか」たずねたところ、「広報まるがめ」が 85.4%と最も高くなっており、依然として、紙媒体による情報発信の重要性がうかがえる。

次いで「新聞、テレビ」(35.3%)、「自治会、コミュニティ、回覧板」(30.2%)、「友人、知人、家族」(21.2%)、「ホームページ」(16.8%)と続いている。

年代別に見ると、いずれの年代においても「広報まるがめ」の占める割合が最も高くなっており、そのほかには、60 歳代以上では「自治会、コミュニティ、回覧板」が高く、40・50 歳代では「新聞、テレビ」、30 歳代以下では「新聞、テレビ」に加えて「友人、知人、家族」が高くなっている。このように、年代ごとの情報取得の方法の違いが顕著な結果となっている。SNSといった情報発信ツールも進化を遂げている現在において、多くの人に市の情報を知ってもらうためにも、様々な方法を駆使した情報発信が必要となっていることがうかがえる。

一方、紙媒体による広報の重要性については、市民活動団体等との意見交換会で出された意見でもある。各団体では活動内容を広く周知するため、情報紙やチラシなどによる情報発信を中心に行いながら、そのうえで、ホームページや SNS などの様々な方法により広報に努めているとのことである。

また、市民アンケートにおいて、「丸亀市からの情報発信に対する満足度」をたずねたところ、「普通である」と回答した人の割合が 53.2%と最も高くなっている。「満足

している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合は 18.0%、「どちらかといえば不満である」「不満である」と回答した人の割合は 14.6%である。

さらに、「どちらかといえば不満である」「不満である」と回答した人にその理由をたずねたところ、「情報量が少ない」の割合が 55.0%と最も高く、次いで「必要な情報が発信されていない」(35.6%)、「内容が分かりにくい」(33.7%)という結果である。

(推進委員会による逐条検証)

市民のみなさんが市からの情報を取得する方法として最も多かった回答が「広報まるがめ」であることを考えると、さらに読みやすく、分かりやすい紙面づくりが望まれる。

市からの情報発信方法としては、「広報まるがめ」をはじめ、回覧版、メディア、ホームページ、チラシなど様々なものがあるが、それらに加えて、若い世代に向けては SNS の多様なツールを活用することが有効である。

ホームページについては、多くの情報を掲載することができるため、より見やすく、必要な情報にたどり着きやすくなるよう改善する必要があるが、アンケート結果から明らかになったように、ホームページから情報を得ている人の割合は約 17%と、それほど多くない。このような状況からすると、「ホームページに情報を掲載しておけば大丈夫」と考えるのではなく、紙媒体やメディア、SNS など、多様な方法により市政に関する情報を発信するよう努めることが大切である。

市が情報発信する際には、「市民のみなさんが必要とする情報とは何か」ということを常に考え、市民に届く情報発信に努めていただきたい。

【提言】

- 情報発信方法としては、依然として紙媒体が有効であることを認識すること。
- 若い世代に向けては SNS、高齢世代には回覧板などが有効であることから、多様な方法により情報発信を行うこと。
- 市民のみなさんがどのような情報を必要としているか、情報を発信する側の目線ではなく、受信する側の目線に立って情報発信を行うこと。

5. 市民参画

(参画)

第 16 条第 1 項

市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。

第 16 条第 2 項

市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

(政策形成及び実施過程への参画)

第 17 条第 1 項

市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

第 17 条第 2 項

市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。

第 17 条第 3 項

前 2 項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は別に定める。

第 16 条は、市民参画を保障する規定です。ただし、「参画」は、すべてについて必要となるものではなく、市で決めたことが住民に影響を及ぼす可能性がある場合などに、住民がその運営に対して一定のチェックを必要とするために認められるものです。

第 17 条は、市長等は計画を策定したり、変更したり、廃止したりする場合などのうち、市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に情報を提供し、それについて意見を求めるという制度について規定しています。

(市民アンケートによる検証)

これまでに市政に参画した方法をたずねたところ、「参加・参画したことがない」との回答が 67.0%と最も多かったものの、今後の考えをたずねたところ、「参加・参画したいと思わない」と回答した人の割合は 23.0%にとどまっている。このことから、先に見たまちづくり活動と同様に、きっかけとなる適当な機会や方法があれば、これまで市政に参加・参画したことがない人についても、参加・参画していただける可能性が

あると考えられる。

また、「これから市政に参画する場合、どのような方法で参画したいと思うか」との質問への回答では、「アンケート調査への回答」（53.6%）が最も高くなっており、次いで「市民説明会への参加」（16.5%）、「ワークショップへの参加」（14.0%）の順になっている。

自身の都合のいい時に対応できるアンケート調査への回答や、また、市民説明会などへの参加については、市民のみなさんに市政の動きについて知っていただいたり、ご意見を頂いたりする貴重な機会とすることができる。そのため、市は、様々な機会を設け、積極的かつ継続的に、市民に対して参加・参画を働きかけることが必要である。その際、市民のみなさんが時間と場所を選ばずに参加・参画できるような方法を取り入れることが効果的であり、デジタルの活用も今後の選択肢の一つとして考慮されたい。

（推進委員会による逐条検証）

市民のみなさんの意見を求める方法としては、現在、アンケート調査やパブリック・コメントなどが行われているが、アンケートやパブリック・コメントに関するホームページでの説明が文字ばかりで分かりにくかったり、パブリック・コメント実施中であることの表示が十分に行われず、市民のみなさんの目に留まりにくかったりする現状がある。

特に、広く市民の意見を求めるパブリック・コメントについては、実施中であることの周知方法などを工夫し、「ご意見を寄せていただきたい」という市からのメッセージが市民に伝わるように運用を改善すると、それにこたえる市民も増えると考えられる。

また、多くの計画等について、パブリック・コメントの実施が年度後半に重なることがあるので、実施時期や、意見を寄せていただく期間などについても、検討の余地がある。

パブリック・コメント制度については、その運用について改善が望まれるところであるが、より多くの市民参画を促し、意見を聞かせていただく方法として考えた場合、アンケート調査とともに有効な方法の一つとして活用していただきたい。

また、今後は、ICT（情報通信技術）を使った運用、デジタル技術を活用した新たな取組なども検討されたい。

【提言】

○市政への参画方法としては、アンケート調査の実施など、市民が時間と場所を選ばず参画しやすい方法に配慮すること。

○パブリック・コメントについては、「ご意見を寄せていただきたい」という市からのメッセージが伝わるように、周知方法などについて改善すること。

- ・コミュニティセンターにおける分かりやすい表示
- ・ホームページにおける文字だけの説明を分かりやすく改善

○デジタルなどを活用した、市政への新たな参画方法を検討すること。

第3章 第3回検証の活動等

1. 基本条例検証の活動

	日	活動内容	議題等
令和3年	3月30日	令和2年度 第2回丸亀市自治推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 自治推進委員会委員委嘱 自治基本条例について
	5月26日	令和3年度 第1回丸亀市自治推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 協働実行計画の進行管理について 自治基本条例の検証方針・スケジュールについて 条例に基づく主な取組について 市民アンケートについて
	5月28日 ～6月14日	「丸亀市総合計画・行政改革プラン・自治基本条例に関するアンケート」の実施 (対象：16歳以上の市民3,000人、郵送によるアンケート用紙配布、郵送及びWebによる回収、回収数：1,377枚(回収率45.9%))	
	7月16日、17日	市民活動団体等との意見交換 (延べ4回実施)	<ul style="list-style-type: none"> テーマ：丸亀市自治基本条例を考える 参加者数：18団体、22人
	8月5日	令和3年度 第2回丸亀市自治推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第4章～第7章の検証について そのほかの章に関する主な取組について
	10月1日	丸亀未来ミーティングの開催	<ul style="list-style-type: none"> 内容：「ICTを使った市民参画手法」などのテーマについて、グループ討議を実施 参加者数：15人(本市と包括連携協定を締結している企業・大学等に属する人)
	10月8日	令和3年度 第3回丸亀市自治推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第9条～第12条、前文～第3章、第8章～第10章の検証について アンケート結果による検証について
	11月8日	令和3年度 第4回丸亀市自治推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀市自治基本条例の見直しに関する検討結果報告書(案)について
	11月●日	市長へ報告書提出	

2. 推進委員会委員名簿

(任期：令和3年3月30日～令和5年3月29日)

委員名	備考
天野 裕子	公共的団体等
池永 文彦	学識経験者
岩崎 正朔	公共的団体等
植谷 澄子	学識経験者
鹿子嶋 仁(会長)	学識経験者
関 泰子	学識経験者
善木 瞭	市長が必要と認める者
高尾 光一	公共的団体等
高木 明美(副会長)	公共的団体等
竹内 彩奈	市長が必要と認める者
塚本 詩乃	公募市民
筒井 伸博	公共的団体等
増田 美樹	公募市民
渡辺 ななみ	市長が必要と認める者

(敬称略、50音順)